

第2章 県民にやすらぎを与える快適な環境の保全と創造

第1節 身近にふれあえる緑や水辺の保全と創造

第5次青森県環境計画に掲げたモニタリング指標の状況

指標名（単位）		指標の説明と選定理由				
1人当たり都市公園等面積（㎡/人）		快適な生活環境の状況を示す指標として、都市計画区域内における人口1人当たりの都市公園面積を選定。				
実績値の推移						
項 目	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末	平成28年3月末	平成29年3月末	
青 森 県	17.4	17.6	17.7	17.8	18	

資料：平成28年度末都市公園等整備現況調査より県都市計画課作成

指標名（単位）		指標の説明				
農林漁業体験民宿宿泊者数（人）		緑豊かな農山漁村で、その自然、文化、人との交流を楽しむグリーン・ツーリズムの取組状況を示す指標として、農林漁家民宿の宿泊者数を選定。				
実績値の推移						
項 目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
青 森 県	5,404	6,060	5,961	6,189	6,658	

資料：県構造政策課

1 都市公園整備

都市公園は、文化的な都市環境を形成する上で不可欠な都市空間として、活力ある長寿・福祉社会の形成、都市のうらおい創出に資するとともに、自然とのふれあい、コミュニティの形成、広域レクリエーション活動等多様なニーズに対応する、住民生活に密着した施設です。

また、災害時には避難地・避難路・火災の延焼防止、ボランティア等の救護活動拠点、復旧・復興の拠点等の機能を発揮するなど、安全でゆとりのある生活に不可欠な施設でもあります。

現在、県では全国大会などの大規模なスポーツイベントやスポーツレクリエーションの拠点である、新青森県総合運動公園の整備を進めています。

2 多自然川づくり

「多自然川づくり」とは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことです。

また、「多自然川づくり」はすべての川づくりの基本であり、すべての一級河川、二級河川及び準用河川における調査、計画、設計、施工、維持管理等、河川管理におけるすべての行為が対象となっており、県内全域で実施されています。

3 港湾環境整備

港湾環境の向上を目指し、レクリエーションやイベント等幅広い交流活動の拠点として、また、災害時における避難場所や救援活動等の拠点として、広場、休憩施設、植栽、親水施設等を整備し、潤いと安らぎのあるウォーターフロントの形成を進めています。

平成30年度は、水質の向上や水生生物の生育環境の改善により豊かな海を再生し、新たな賑わい空間の創出を図る人工海浜の整備を青森港において行っています。

また、港湾における廃棄物の不法投棄防止対策や放置艇対策のパトロール強化を図り、港とその周辺の景観を守り、次世代に誇れる財産としての港の「環境づくり」を進めています。

第2節 良好な景観の保全と創造

1 景観法及び青森県景観条例に基づく景観形成の推進

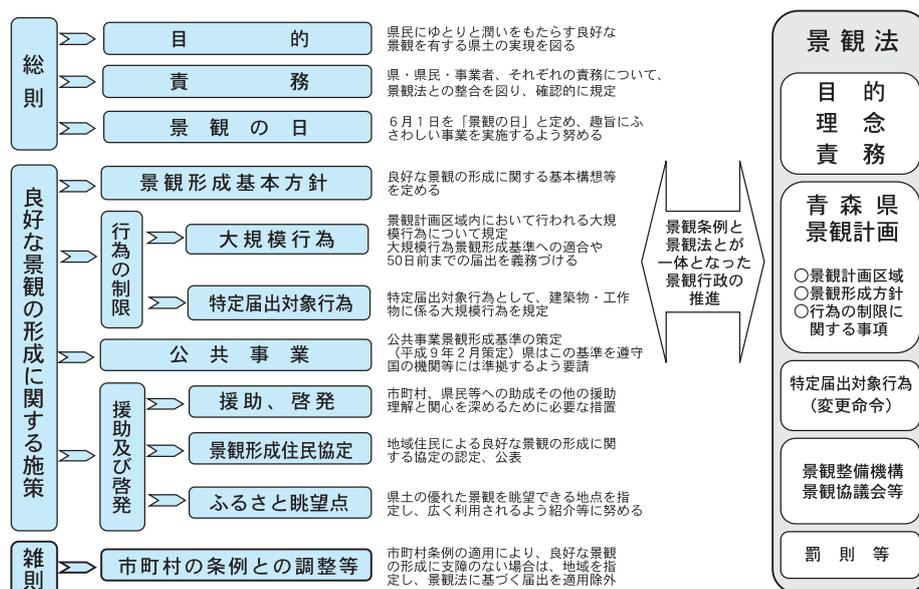
本県では、平成8年4月1日に青森県景観条例を施行し、景観に関する各種の施策を推進してきました。

この条例は、県民にゆとりと潤いをもたらす県土の実現を図ることを目的に、届出制度による規制誘導のほか

景観や普及啓発等ソフト事業についても規定しています。

また、県では平成17年6月の景観法施行を受けて、平成18年3月に「青森県景観計画」を策定するとともに、景観条例を一部改正し、景観法と景観条例を一体的に運用する制度とし、平成18年4月1日から施行しています(図2-2-1)。

図2-2-1 青森県景観条例の体系



資料：県都市計画課

2 青森県景観形成審議会

青森県景観形成審議会は、知事の附属機関として平成8年9月に設置され、青森県景観条例に規定する景観形成基本方針の策定等、県土の景観形成に関する重要事項を調査審議してきました。

景観法の施行に伴い、景観行政と屋外広告物行政が密接な関連を有し、一体的な運用が求められるようになったことから、景観行政と屋外広告物行政の一体的な推進を図り、屋外広告物の規制を含む良好な景観の形成について総合的な審議を行うため、平成18年度に青森県景観形成審議会と青森県屋外広告物審議会を統合し、同年6月には統合後の初めての景観形成審議会を開催しました。

3 大規模行為届出制度

青森県景観条例では、景観形成に大きな影響を及ぼすおそれのある一定規模を超える建築物・工作物の建設、土石の採取等の大規模行為について事前の届出を義務づけ、大規模行為景観形成基準との適合性について審査を行っています。

平成17年度までは、基準に適合しない行為に対しては、「指導」、「勧告」、「公表」の3段階の措置を行うことができた制度でしたが、景観法によって平成18年度からは、基準に適合しない行為に対しては、「勧告」、「告知」、「公表」又は景観法に基づく変更命令を行うことができることとなりました。

平成29年度の届出件数は437件でした。

4 公共事業景観形成基準

公共の道路、橋、建築物等は、大規模なものや地域の景観の基盤となるものが多く、県土の景観を構成する重要な要素となっています。そこで、県が実施する公共事業に係る景観形成のための基準として、「青森県公共事業景観形成基準」を平成9年2月18日に策定し、景観形成の先導的役割を果たすこととしています。

5 景観形成に関する普及啓発事業及び支援事業

(1) 普及啓発事業

県民や事業者等の景観形成についての関心と理解を深めるため、次の事業を実施しています。

① 景観学習教室

景観の専門家を講師として小学校等へ派遣する「景観学習教室」を平成14年度から実施しています。平成29年度は県内3小学校で開催しました。

② 環境色彩研修

県・市町村景観担当職員等を対象とする色彩に関する研修会を平成15年度から開催しています。平成29年度は1月に開催しました。

③ 「景観の日（6月1日）」を中心とする普及啓発一般県民、事業者、市町村等への重点的な普及啓発を図るため、「景観フォーラム」を開催するとともに、積極的な景観形成に関する活動を推奨するため、「ふるさとあもり景観賞」を創設し、その表彰を行いました。

(2) 支援事業

景観アドバイザーの派遣（技術的支援）

県民、市町村、事業者等の景観づくりを支援するため、景観の専門家をアドバイザーとして派遣しています。

6 青森県景観計画

景観法に基づく制度へ移行するため、平成18年3月に、景観行政団体が景観法の手続きに従って定める「良好な景観の形成に関する計画」である「青森県景観計画」を策定しました。その概要は次のとおりです。

(1) 景観計画区域

これまでの大規模行為の届出制度を継続するため、景観計画区域は県内の区域（景観行政団体である市町村の区域を除く。）の全域としました。

(2) 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
景観条例に基づいて策定した「青森県景観形成基本方針」を基本的には維持しながら、基本目標等必要事項を定めました。

(3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
景観条例に基づく「大規模行為届出制度」と同様としました。

(4) 必須事項以外の事項

屋外広告物の規制に関する事項等必須事項以外の事項については、今後必要に応じて措置することとしました。

第3節 歴史的・文化的遺産の保護と活用

第5次青森県環境計画に掲げたモニタリング指標の状況

指標名（単位）		指標の説明				
特別史跡三内丸山遺跡の見学者数（千人）		歴史的・文化的遺産の活用状況を示す指標として、特別史跡三内丸山遺跡の見学者数を選定。				
実績値の推移						
項 目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
青 森 県	289	292	299	316	293	

資料：県教育庁文化財保護課

1 歴史的・文化的環境の保全・創造の必要性

近年、人々の価値観の多様化やライフスタイルの変化に伴い、生活環境に「潤い」や「やすらぎ」などの精神的な豊かさが求められてきています。このような観点に立って、快適な環境を創造していくためには、公害防止などの生活環境の保全や自然環境の保全だけでなく、身

近な水辺や緑、美しい街並みや歴史的雰囲気と調和した環境の保全・創造を図っていくことが必要です。

豊かな緑、清らかな水辺、ゆとりある空間、美しい街並み、文化遺産などがバランスよく備わった良好な環境づくりは、人間性豊かな生活と、地域の活性化を推進していく基盤ともなるものであり、また、健康の維持・増進、精神のリフレッシュあるいは子どもたちの健やかな

成長にも欠かすことのできないものと考えられます。

2 歴史的・文化的環境の要素

歴史的・文化的環境を構成する要素は、自然景観、都市景観、身近な水辺と緑、文化遺産等広い分野にわたっています。

これら各要素について見ると、自然景観については、国立公園、国定公園など、自然公園法等の法令によって指定・保全されているものだけでなく、地域のシンボルとなっている山や川、海の景観など、身近な自然が創り出す景観も含まれます。

また、文化遺産についても、文化財保護法等の法令によって指定、登録されている重要有形、無形文化財等や埋蔵文化財包蔵地に限らず、各地域の成り立ちや歴史を現す集落・町並み、祭り、民俗芸能等も含まれます。

近年はこのように、保護等に関して法令上指定されていない身近なものも含めて保全していくことが求められてきています。

3 歴史的・文化的環境の保全・創造の方向性

自然景観や我々の先祖が創り出し、伝承されてきた文化遺産は、我々の生活環境の一部を形成する、地域に根ざした貴重な財産ですが、経済発展や生活様式の変化に伴い、中にはその価値が忘れ去られていく傾向にあるものもあります。中でも、保護・保全の体制が整備されていない身近な自然や文化遺産については、その傾向が顕著です。こうした身近な郷土の自然や文化遺産について重要性を再認識し、これらに関する適切な保全・活用を考えていく必要があります。

また、良好な景観づくりをはじめとして、環境に対する人々の要求も多様化してきており、環境創造の観点から、地域の歴史や文化的特色を生かすとともに、新たな時代感覚をも取り入れ、積極的に都市空間や町並み空間、更には田園景観の創造を図っていくことが重要です。人々の多様なニーズを踏まえながら、地域の自然や文化と身近な緑や快適性等が調和した、個性的で潤いのある環境の創造を図っていくことが必要となっています。

4 縄文遺跡群の世界遺産登録推進

特別史跡三内丸山遺跡をはじめとする「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、自然と人間が共生し、1万年以上もの長きにわたり営まれた縄文文化を今に伝える貴重な文化遺産です。この縄文遺跡群を地域の宝とし未来に引き継ぐため、県では、北海道、岩手県、秋田県等関係自治体との共同により世界遺産登録に向けた取組を進めて

います。

また、県内においては、「縄文“体感”世界遺産講座」や「あおりJOMONフェスタ」を開催し、子どもたちが縄文文化を体感し学ぶ機会を創出したほか、関係団体との連携による縄文遺跡を活用したイベントの開催や地元企業とのコラボ商品開発、マスメディア・インターネットを活用した情報発信など、更なる気運醸成に向けたプロモーション活動を展開しています。

縄文遺跡群の世界遺産登録、さらには保存・活用に向けて、地域住民や関係団体との連携・協働による取組が今後ますます重要になるものと考えられます。

5 伝統工芸品産業の振興

青森県には、歴史と風土に培われ、県民の生活の中で育み受け継がれてきた伝統工芸品が数多くあります。

県では、工芸品の製造に携わる方々の意欲の高揚及び工芸品産業の育成・振興を図ることを目的として「青森県伝統工芸品」指定制度を設けているほか、この「青森県伝統工芸品」の製造に従事している技術者のうち、高度な技術・技法を保持している方々を「青森県伝統工芸士」として認定しています。

これらの施策を通し、青森県の伝統工芸品の価値の再評価とその作り手の意識の向上を図り伝統工芸品産業の振興に努めていくこととしています。

6 青森県史の編さん

県では、県民の郷土に対する理解と愛着を深め、貴重な歴史資料を県民共有の財産として永く後世に伝えるため、青森県史編さん事業を実施しています。

今後は、現在構築を進めているデジタルアーカイブスの公開・運用などを通して、青森県史の普及とともに、編さんの過程で収集した膨大な資料を未来に伝え、地域づくりや観光、防災など様々な分野での利活用を図っていくこととしています。